

# Client Alert

September 2015

## 個人情報保護法及びマイナンバー法改正案を可決、改正法成立へ

2015年5月21日に衆議院で可決後、審議・採決が一時見送られていた個人情報保護法及びマイナンバー法の改正案（正式名称：「個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用法に関する法律の一部を改正する法律案」）が、2015年8月28日に参議院で修正可決、2015年9月3日に衆議院で再可決され、改正法が成立しました。改正法は、公布の日から2年以内に施行される予定です。

本改正に関し、個人情報を取り扱う企業にとって特に対応が必要な点として、

- ・ オプトアウトによる本人の同意を得ない個人データの第三者提供について個人情報保護委員会への届出が必要になる
- ・ 個人情報の第三者提供の際、提供に関する記録の作成・保管が必要となる
- ・ 個人データを外国に提供できる場合が限定される
- ・ 小規模事業者も個人情報保護法の適用対象になる

などが挙げられます。

### 個人情報保護法に関する主要な改正点

#### ① 定義の明確化

- **個人情報**： 特定の個人の身体的特徴を変換したデータ（顔認識データなど）や、商品の販売・サービスの提供等に関して個人に割り当てられる符号等も、特定の個人を識別し得る限り、個人情報に含まれることが明確化されました。
- **要配慮個人情報**： 個人のプライバシー保護への配慮を要する機微な情報（「要配慮個人情報」）の取得には原則として本人の同意を得ることが義務化されました。

#### ② 適切な規律に基づく有用性の確保

- **匿名加工情報**： 特定の個人を識別することができないように加工した個人情報（「匿名加工情報」）は、「個人情報保護委員会（後述）」の規則で定める基準に従った情報の加工や取扱い等を行うことが必要になります。
- **利用目的制限緩和**： 取得時の利用目的と「関連性」がある限り、個人情報を取得した後も利用目的の変更が可能になりました。但し、変更後の利用目的の本人への通知は必要とされています。

#### ③ 個人情報の保護の強化

- **トレーサビリティの確保**： 第三者提供に関し、提供者は提供の年月日や受領者の氏名等の記録を作成し、一定期間保存すること、また受領者も、提供者の氏名・名称や取得の経緯等の記録を作成し、一定期間保存することが要求されています。
- **データベース提供罪の新設**： 個人情報データベースを取扱う事業に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



渡邊 由美  
カウンセラー  
03 6271 9745  
yumi.watanabe@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
www.bakermckenzie.co.jp

供・盗用する行為を処罰する「データベース提供罪」の規定も新たに設けられます。

- **小規模取扱事業者への適用**： これまで適用除外とされていた取り扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者についても法律の適用対象に加えられることとなります。

#### ④ 個人情報保護委員会の新設

- **監督権限の集約**： 内閣府の外局として独立の第三者機関である「個人情報保護委員会」が新設されることになりました。後述のマイナンバー法に基づき既に設置されている特定個人情報保護委員会を改組して、新たに個人情報保護委員会として設置することが想定されています。監督権限を個人情報保護委員会へ集約し、改正により新設された制度等につき詳細を定めることが予定されています。
- **オプトアウトの届出**： オプトアウトによる本人の同意を得ない個人データの第三者提供については、提供されるデータの項目等を個人情報保護委員会に届出し、個人情報保護委員会がその内容を公表することとなります。更に、報告徴収、勧告、命令等の権限の他に、新たに立入検査権限が個人情報保護委員会に付与されます。

#### ⑤ グローバル化への対応

- **国境を超えた法適用・外国執行機関への情報提供**： 改正法では日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報事業者についても個人情報保護法を原則適用することを法律で定め、国境を超えた法の適用について明らかにすると共に、個人情報保護法に相当する外国の法令を執行する外国執行当局への情報提供が可能になることも法定しました。
- **外国事業者への第三者提供**： 個人データの第三者提供に関し、第三者が外国事業者である場合に、個人情報保護の水準が我が国と同等の制度を有する外国として個人情報保護委員会規則で認められるとき、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する個人情報保護に必要な措置を講じているとき、又は予め本人の同意があるときに限定して、外国の第三者への提供が可能となることも規定されています。

### マイナンバー法に関する主要な改正点

既に「マイナンバー」と呼ばれる 12 桁の個人番号が居住者一人一人に割り振られることが決まっていますが、本改正により、マイナンバーの利用範囲の拡大を目指すとしています。

主な改正点として、①預貯金口座へのマイナンバーの付番、②健診情報や予防接種履歴等へのマイナンバーの利用拡大、③地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充（低所得者向け公営住宅や中所得者向け特定優良賃貸住宅の管理等）などが挙げられます。

預貯金口座へのマイナンバーの付番は 2018 年から適用が予定されています。また、先の年金情報流出問題を受け、マイナンバーと個人の基礎年金番号との連携時期は、最長で 2017 年 11 月まで延期する修正がなされました。

マイナンバー制度は、行政機関において利用されるだけでなく、各企業における従業員の管理（源泉徴収や社会保険等）においても利用されることとなるため、今後は各企業においてもマイナンバー制度への対応が必要となります。法律で定められた範囲を超えてマイナンバーを収集、利用及び提供することは禁止されており、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、不正な利益を図る目的で個人番号を提供・盗用した場合、人を欺く等して個人番号を取得した場合等には刑事罰の適用もあります。

今後は、本改正法を踏まえ、マイナンバーを含む個人情報の適切な取扱い及び安全な管理体制の確保が更に重要性を増してきます。